

ペーパーレス会議システム更新に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

那須町ペーパーレス会議システム更新業務

(2) 目的

那須町のペーパーレス会議システムを更新し、紙資料の作成により発生する用紙・印刷・郵便等のコストや、資料作成・差替に係る作業を削減することで業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 内容

別紙「ペーパーレス会議システム更新業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年9月30日までとする。

(5) 提案上限額

544,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

なお、この金額は令和6年度予算額であり、予定価格ではない。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 参加申込書の提出時点において、那須町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成22年告示12号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 那須町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条に規定する暴力団若しくは同条第2項に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(5) 地方自治体または地方議会において同種業務の実績があること。

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) パートナー企業等についても、(1) から (6) までを適用する。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和6年 8月13日 (火)
(3) 参加申込書の提出期限	令和6年 8月27日 (火)
(2) 質問の提出期限	令和6年 9月 3日 (火)
(4) 質問の回答期限	令和6年 9月 6日 (金)
(5) 企画提案書の提出期限	令和6年 9月10日 (火)
(6) プレゼンテーション審査	令和6年 9月24日 (火)
(7) 結果通知	令和6年 9月24日 (火)
(8) 契約交渉・契約	令和6年10月 1日 (火)

4 参加申込書に関する事項

- (1) 提出期限 令和6年8月27日 (火) 午後5時15分
- (2) 提出書類 次に掲げる書類を各1部
 - ① 参加申込書 (様式1)
 - ② 誓約書 (様式2)
 - ③ 会社概要書 (任意様式)
 - ④ 2の(5)が確認できる書類 (写し)
 - ⑤ 2の(6)を証明する書類
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留郵便を推奨)

5 質問・回答に関する事項

- (1) 質問
 - ① 提出期限 令和6年9月3日 (火) 午後5時15分
 - ② 提出書類 質問書 (様式3)
 - ③ 提出方法 電子メール
- (2) 回答
 - ① 回答期限 令和6年9月6日 (金) 午後5時15分
 - ② 回答方法 電子メールで回答し、当該内容を那須町ホームページに掲載

6 企画提案書に関する事項

- (1) 提出期限 令和6年9月10日(火)午後5時15分
- (2) 提出書類 次に掲げる書類を正本各1部、副本各6部
 - ① 企画提案書(任意様式)
 - ② 提案見積書(任意様式)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便を推奨)
- (4) 留意事項
 - ① 企画提案は、1提案者につき1つとする。
 - ② 企画提案書のサイズは、日本産業規格A4(A3の場合は折込)とする。
 - ③ 企画提案書の内容は、できる限り平易な用語を用いることとし、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
 - ④ 提案見積書の見積金額は、消費税額及び地方消費税額を含めたものとし、見積明細も明らかにすること。
 - ⑤ 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は、認めない。

7 辞退に関する事項

辞退する場合は、プレゼンテーション審査の日の前日正午までに辞退届(様式4)を提出すること。

8 プレゼンテーション審査に関する事項

- (1) 実施日 令和6年9月24日(火)
- (2) 実施場所 那須町役場3階 正庁
- (3) 実施時間 1提案者につき40分(準備時間10分、質疑応答5分を含む。)
- (4) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、6の(2)のほか、プロジェクター等を使用することができる。その際、スクリーン及びコンセントについては本町で用意するが、その他の機材等については提案者が準備すること。
 - ② オンライン・リモートによるプレゼンテーションは、認めない。
 - ③ 詳細については、提案者に別途通知する。

9 選定方法に関する事項

- (1) 選定の方法

本町があらかじめ定めた評価項目及び配点（別添）に基づき、当該委員が評価を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉者として選定する。

評価点の合計が同点の場合は、委員長が優先交渉者の決定を行う。

(2) 提案者が1者の場合

審査は実施するものとし、評価点の合計が満点の2分の1以上であれば、優先交渉者に決定する。

(3) 結果の通知

審査後、即日通知し、優先交渉者を那須町ホームページに掲載する。

1 0 企画提案の失格又は無効に関する事項

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

(1) 提案者が審査関係者に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 提出した書類等に虚偽の記載その他本公告に違反する内容があった場合

1 1 契約交渉・契約に関する事項

(1) 契約交渉

9の選定の結果、優先交渉者となった者と契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調となった場合は、次点の提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約書

契約書は、別に定める。

1 2 その他の留意事項

(1) 本業務への提案等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、那須町情報公開条例（平成16年条例第19号）に基づく情報公開請求の対象となる。

(4) 提出された書類等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本町は、本業務に必要と認める範囲において、当該書類等の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(5) 選定経過及び結果に関する質問及び異議申立て等は、一切受け付けない。

1 3 担当部署

那須町役場企画政策課デジタル推進係

所在地：〒329-3292 栃木県那須郡那須町寺子丙3-13

電話：0287-72-6935

メール：kikaku@town.nasu.lg.jp